

当社が運用する指数連動型上場投資信託（ETF）の
収益分配の仕組みについて

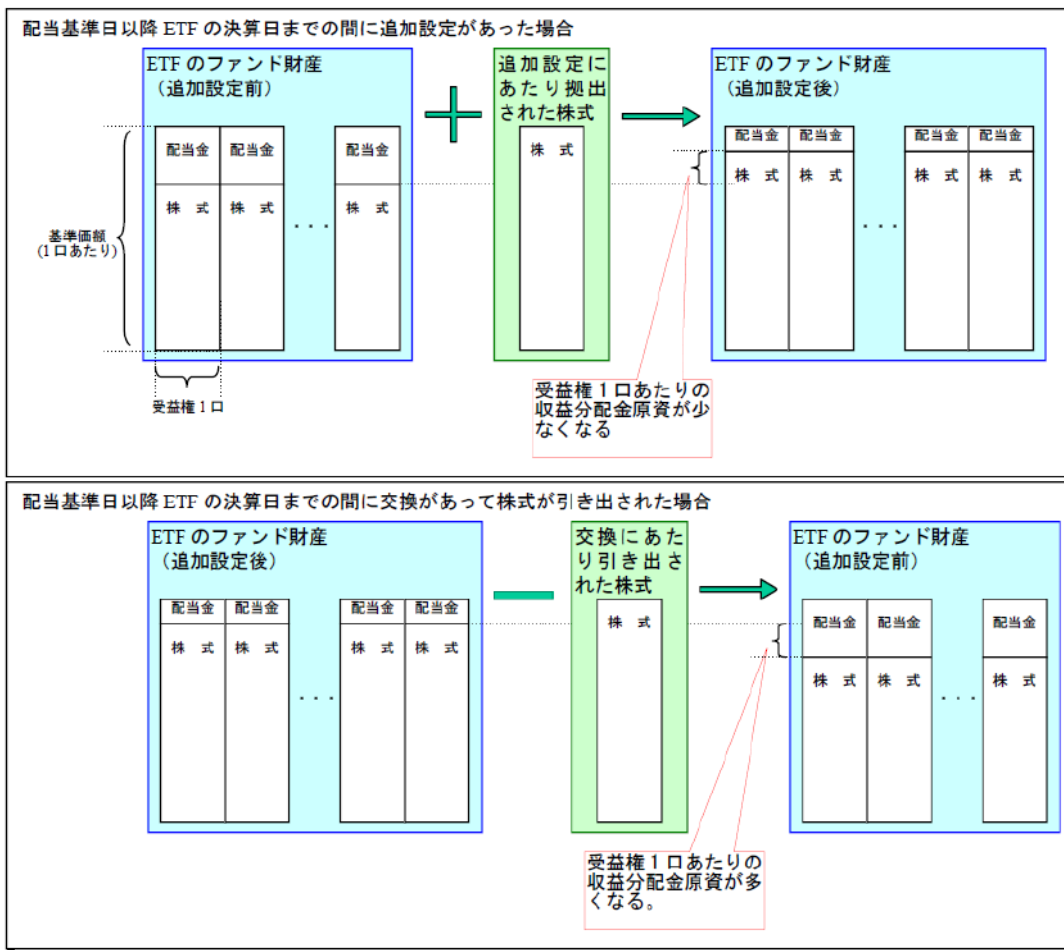
大和証券投資信託委託株式会社

1. ETF 組入株式の配当金
ETF の基準価額は、組入銘柄の株価に加え、組入銘柄の配当金も含めて計算されます。これにより、組入銘柄に「配当落ち」があった場合、配当落ち日以降、その配当金が未収配当金として ETF の収益に計上され基準価額に反映されます。
一方、当社が運用する ETF の対象インデックスの値は、インデックス採用銘柄に「配当落ち」があった場合でも、配当金は反映されず、採用銘柄の株価のみによって計算されます。
上記のとおり、ETF の基準価額と対象インデックスの値の算出にあたって、配当金の取扱が異なるため、変動率に乖離が生じます（配当金等収益や費用以外にも乖離要因があります。）。
また、ETF の収益分配金は、以下の説明のとおり、かかる乖離と必ずしも近似したものとはなりません。
2. 収益分配方針
ETF では、収益分配方針を次のように定めています。
収益の分配は、信託の計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。
3. 収益分配金の原資
前記 2 における「信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額」は、ETF 組入株式から生じる配当金が主なものとなります。
また、「支払利子、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額」は、信託報酬、対象インデックスに係る商標使用料、監査報酬などが主なものとなります。よって、収益分配金の原資は、主要ではないと考えられるものを捨象して近似的に説明すれば、組入株式から生じる配当金から信託報酬、商標使用料、監査報酬を控除したものとなります。
4. 追加設定、交換
ETF は、金融商品取引所における売買のほか、大口投資家による現物株式の拋出（追加設定）および現物株式の引出し（交換）が行なわれます。

5. 収益分配金の原資の増減

組入株式からETFが配当金を受け取るためには、各株式の配当基準日（一般には、当該株式の発行会社の決算日）にその株式を保有している必要があります。従いまして、

- (1) 配当基準日以降ETFの決算日までの間に追加設定があった場合、その追加設定にかかる株式からは配当金は生じないため、受益権1口あたりの収益分配金原資は、少なくなります。
- (2) 同じ期間に交換があって株式が引き出された場合には、受益権1口あたりの収益分配金原資は、多くなります。
- (3) 追加設定、交換によって受益権1口あたりの収益分配金原資が増減しても、受益権1口に帰属すべき価値が増減するわけではありません。これは、追加設定により発行される口数、あるいは交換により消却される口数は、基準価額を用いて、受益権1口に帰属すべき価値が増減しないよう計算されるからです。
- (4) 追加設定、交換によって受益権1口あたりの収益分配金原資が増減すること、および受益権1口に帰属すべき価値が増減しないことをイメージ図にすれば次のとおりとなります。



6. 収益分配金落ち基準価額
- 前記 5 のとおり、収益分配金原資は、追加設定、交換の発生状況によって増減し、また、前記 2 のとおり収益分配金原資の全額を分配することとしているため、決算後の 1 口あたり基準価額（いわゆる「収益分配金落ち基準価額」）は、対象インデックス値を上回ったものとなることも、下回ったものとなることもあります。
7. 配当利回り等との関係
- 日本経済新聞などにトピックスや日経平均株価の配当利回りが掲載されていますが、ETF の収益分配金は、それらの計数とは無関係の金額となることがあります。
- 同一のインデックスを対象とする各社の指数連動型上場投資信託の収益分配金、および収益分配金落ち基準価額は、社ごとに異なったものになります。

以上